



環境技研通信



株式会社 環境技研 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1 TEL 027-372-5111 営業部発行

第 26 巻第 1 号(通巻 127 号)

1 月号 2024 年 1 月 1 日



謹賀新年



あけましておめでとうございます
旧年中は格別のご厚情を賜り誠にありがとうございました
心より御礼申し上げます

昨年は国内情勢に関し、多くの変化を経験した一年でした。真っ先に思いつく変化は、5月の新型コロナウイルスの感染症法上での扱いが5類に移行したことではないでしょうか。

これによりウィズコロナからアフターコロナへと転換し、マスク着用などの感染対策は個人や事業者の判断が基本となりました。そして、これまで自粛要請されていたイベントの復活や国内外への旅行客の増加が見受けられ、景気回復に向け動き出しました。しかし一方で、物価高騰を背景に消費者マインドの低迷が続き、そのまま新年を迎えることとなりました。

昨年、弊社にとっての大きな変化は“4号棟”の9月竣工でした。この4号棟に関しましては、環境技研通信の2023年11月号にて紹介させていただきましたが、特に医薬品等の製品分析試験に特化したものであり、抗がん剤や注射剤などの分析試験が可能な施設を備えたものとなります。環境分析から事業領域を拡大してきた弊社にとりまして、かなりチャレンジングな領域だと思っております。



環境技研 全景/4号棟(左奥)

ところで、今年の干支は『辰』。辰年は一般的に大きなことが起こる年で、活気にあふれる景気の良い年といわれております。

国内経済は元より、皆様にとっても昇り竜の如く景気の良い一年になりますことをお祈り申し上げますとともに、本年も変わらぬお引き立ての程、よろしくお祈り申し上げます。

2024 年元旦 株式会社環境技研 代表取締役 小林 聖

「水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案」等について

令和4年4月、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「六価クロム」及び「大腸菌群数」が見直された状況を踏まえ、関係法令等が改定される予定です。右表が令和6年4月1日施行される六価クロム化合物の施行内容となります。

また、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める等の改正の施行日につきましては、令和7年4月1日となります。

地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準	0.05mg/L→0.02mg/L
排水基準 ※電気めっき業に属する特定事業場には、暫定排水基準として0.5mg/Lを3年間適用する。	許容限度 0.5mg/L→0.2mg/L
排水基準に係る検定方法	測定方法は分冊後のJISK0102-3とする。
地下浸透水の浸透等の規制に係る検定方法 ※検定方法を分冊後のJISK0102-3に定める方法改めるとともに、フレイム原子吸光法を公定法から除外する。	0.04mg/L→0.01mg/L

PFHxSの規制

PFHxSの基本的な情報

PFHxS(ペルフルオロヘキサンスルホン酸)は、第一種特定化学物質に指定されているPFOS及びPFOA同様、自然環境中では極めて分解されにくく、高い蓄積性を有するなどの特徴があります。主な用途は泡消火薬剤、金属めっき、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤、洗浄剤、コーティング、含浸/補強材、電子機器及び半導体の製造等でありPFOS、PFOAの代替品として使用されていました。

PFHxSの規制

令和5年12月1日、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布されました。健康への影響が懸念されている有機フッ素化合物(総称PFAS)について、新たに「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」を第一種特定化学物質に指定し、製造や使用を原則禁止する物質に追加すると発表しました。この物質を使用した製品は、現在日本国内では作られていませんが、令和6年6月から海外からの輸入も原則禁止になります。

詳細は環境省HPを参照してください。

https://www.env.go.jp/press/press_02450.html



金属アーク溶接作業 面体形マスク

持込みフィットテストサービス

2024年の年間予定が決まりました

弊社を会場とした、持込みフィットテストを毎月開催しています。

実施方法：JIST8150「定量的フィットテスト」

会場：株式会社環境技研

群馬県高崎市金古町 1709-1

料金：11,000円(税込)／1測定

電話：027-372-5111(担当：松村・吉田)

※ご利用になられる面体形マスクをご持参いただきます。不明な点はお問い合わせください。

～2024年 年間実施予定日～

1月30日(火)、2月27日(火)

3月26日(火)、4月30日(火)

5月28日(火)、6月25日(火)

7月30日(火)、8月27日(火)

9月24日(火)、10月29日(火)

11月26日(火)、12月17日(火)



有資格者によるアスベスト事前調査が義務化されました

アスベストの事前調査について、これまで下記調査は有資格者による調査が望ましいとされていましたが、令和5年10月1日着工の工事からは「建築物石綿含有建材調査者」による調査が義務付けられました。

① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事(ボイラーや焼却炉、配管や煙突などが該当)
④ 総トン数が20トン以上の船舶(鋼製のものに限る)の解体又は改修工事

「建築物石綿含有建材調査者」は以下の種類があります。

一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建て住宅及び共同住宅の内部に限った調査
一般建築物石綿含有建材調査者	全ての建築物の調査
特定建築物石綿含有建材調査者 ※実地研修や口述試験を修了した者	全ての建築物の調査

「一般建築物石綿含有建材調査者」は座学講習で知識を習得し、筆記試験合格で取得できます。実際の調査では施工されている様々な建材を見分け、レベル、種類を判断することが必要となり、座学講習のみではカバーしきれません。また、事前調査での見落としは、作業者と周辺住民の石綿ばく露に繋がる事はもちろん、発注者や元請業者の刑事責任が問われる場合もあります。以上のことから、より経験値があり、信頼できる「特定建築物石綿含有建材調査者」に調査を依頼することをお勧めします。なお、弊社には3名の特定建築物石綿含有建材調査者が在席しております。

石綿事前調査実践セミナー開催のご紹介

令和6年1月31日、2月2日にASA(一般財団法人建築物石綿含有建材調査者協会)で、アプリケーション「石綿事前調査システム」をパソコン及びタブレット端末で操作する事前調査の実践セミナーが開催されます。DXを活用した事前調査の書面調査から、現地調査とASAフォームによる報告書作成までを学ぶ調査者向けの研修です。詳細は下記をご参照ください。

https://asa-japan.or.jp/news/upload/237-0link_file.pdf

〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <https://www.get-c.co.jp>

E-mail 本社 info@get-c.co.jp